

国民宿舎等 指定管理者選定結果報告書

令和2年11月

芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会

国民宿舎等の指定管理者の指定について、申込者に対する審議を行った結果、次のとおり候補者を選定しましたので報告します。

令和2年11月20日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会
委員長 程野 仁

1 指定管理候補者として選定した者

めむろ新嵐山株式会社

2 施設名称と所在地

施設名称	所在地
国民宿舎等 (国民宿舎、スキー場、キャンプ場及びその他 附属施設)	芽室町中美生2線42番地ほか

3 応募団体 (申込順)

団体名	所在地
めむろ新嵐山株式会社	芽室町中美生2線42番地

4 選定経過

募集期間	令和2年7月10日～令和2年8月31日
第1回選定委員会 (令和2年11月13日)	・ 募集経過、結果報告、応募者提案内容の説明 ・ 評価方法の審議、事業者ヒアリング、書面審議
最終確認 (令和2年11月19日)	・ 選定評価、結果報告書の確認

5 審査の方法について

- (1) 当該施設の指定管理者制度導入の目的、意義を踏まえた評価に努めた。
- (2) 民間人を選定委員に委嘱し、公平性とより広い視野での評価に努めた。
- (3) 以下の表のとおり審査項目と審査の視点を設定し評価を行った。
- (4) ヒアリングを実施し、提案内容について書面のみでは確認できない部分や熱意を直接聞き取り、提案者の真意・意図を正確に把握するよう努めた。
- (5) 審査項目ごとに配点及び基準点の設定を行い、各委員の付点を平均して総合点数を算出した。

審査項目	審査視点項目	点数
(1)理念・認識	①利用者の視点に立った理念・目標を持っているか。	10
	②公共施設として平等性に配慮されているか。	10
(2)サービス向上、施設効用の最大限発揮	①サービス向上策	15
	②自主事業	10
	③接遇の指導・向上	10
	④利用者への情報提供の考え方	10
(3)施設の適切な維持管理	①施設、設備維持の考え方及びその実施する内容	5
	②人員配置・体制(危機管理含む)	5
(4)管理経費の縮減	①管理経費縮減策について	5
	②事業費の妥当性	5
(5)地域住民の意見の反映	①利用者意見の反映策及び苦情解決	15

6 評価結果について

審査	めむろ新嵐山株式会社
総合点数	69.2点/100点
<p>【評価方法】</p> <p>審査視点項目ごとに付点する。項目ごとの点数はその重要度に応じ5から15点とし、その6割の3、6、9点を基準点とした。</p> <p>全項目の合計は100点（基準点合計は60点）であり、各委員の評点の平均点を総合点数として決定した。なお、総合点数が基準点である60点に満たない場合は選定しないこととしている。</p>	

7 選定の理由について

めむろ新嵐山株式会社はこれまでの15年間、国民宿舎等の指定管理者として同施設の管理運営を行っており、毎年度実施している事業評価においても一定水準の評価を受けており、今後についても安定した管理運営が期待できる。

サービス向上については、新嵐山活用計画を基に安定した経営、収益化を前提とした提案がなされた。国民宿舎等施設全体を活用して地域利用からインバウンド客まで多様な客層を顧客として取り込む計画が提案され、その内容も芽室の地域性、独自性といった価値を活かすものであり非常に魅力的な提案であった。ターゲット設定や料金設定については具体的であり、今後の事業進行に期待が持てる。

情報提供のあり方については、利用者とのギャップを埋めきれていない部分がある。国民宿舎等は収益を生むことのできる施設でもあり、その一方で公園などのように町民の憩いの場としての性格も持ち合わせている。公の施設として、地域に愛される施設として運営していくことで、そのギャップも埋めていくことができるものとする。

公の施設として地域の利用が大前提であることの認識は十分うかがえたことから、今後もその認識を持ち続け地域とともに、地域を巻き込んだ運営・改革が進むことが期待できる。

以上審査の結果、指定管理者としてふさわしいと判断されることから指定管理者の候補となる者としてめむろ新嵐山株式会社を選定した。

8 芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	程野 仁	教育長
委 員	岡田 創	民間人有識者
委 員	谷口 尚広	民間人有識者
委 員	蘆田 千秋	民間人有識者
委 員	中尾 八重子	民間人有識者
委 員	佐藤 季之	企画財政課参事